

令和7年度 新潟県立高田北城高等学校 いじめ防止基本方針

【基本的な考え方】

本校では、「いじめは、どの学校においても、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめ、いじめ類似行為（※）、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に重大事態が発生した場合には、新潟県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し援助を求めます。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」を設けます。すべての教職員は行動計画に基づき基本方針の実践に努めていきます。

※ いじめ類似行為：被害児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い行為

【具体的な方針】

1 組織的な対応に向けて

- いじめ防止対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催：学校運営委員会、いじめ対策推進教員等）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催：管理職、いじめ対策推進教員等）」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事を把握した際には、情報集約担当者を置き、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 学校評価の一つとして、PDCAサイクルにより組織的に評価し、方針等を見直していきます。

2 いじめの未然防止に向けて

・・・課題（いじめ）が発生する前に常態的・先行的に行います。

（1）発達支持的生徒指導

- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を育成します。
- 発達段階に応じた法教育を通じた市民性を育成します。
- 以下の点に留意しながら、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりをしていきます。
 - ・ 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・ 生徒の間で人間関係が固定されない、対等で自由な人間関係の構築
 - ・ 「どうせ自分なんて」と思わない自己肯定感を育む
 - ・ 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

（2）課題（いじめ）未然防止教育

- 生徒一人一人に対して、豊かな心や道徳性を身につけさせ、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、「いじめに向かわない態度・能力」を育成していきます。

- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させる等、「いじめを生まない環境づくり」を推進していきます。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。また、情報モラル教育及び普及啓発を行います。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

・・・課題（いじめ）が生じた後に即応的・継続的に行います。

（１）課題（いじめ）早期発見対応

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、言動の背景にどのような感情等があるのか考えながら、些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを把握した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒が相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

（２）困難課題対応的生徒指導 ・・・・ いじめの早期解決に向けた指導

- いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通し、当該生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 関係する生徒の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たすとともに、きめ細かな連絡と相談を行い、学校と保護者が信頼関係を築きながら、いじめの解決に取り組むようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

平成 26 年 4 月制定
 平成 26 年 4 月改正
 平成 30 年 4 月改正
 平成 30 年 9 月改正
 令和元年 6 月改正
 令和 2 年 4 月改正
 令和 3 年 9 月改正
 令和 6 年 9 月改正